

# 税務署異動後の調査が始まっています

## 税務調査には「10の心得」でしっかり対応しよう！

# 春日井民商だより

春日井市こぶき町一八三

TEL 八一一一四八二一

FAX 八一一九七五六



だ経験に学ぶこと。原爆資料館などを見学し平和問題での理解を深めるために今回の交流会は広島で行うことになりました。

税務署の人事異動は他の官庁と違い七月十日に

なっています。例年異動後に多くの税務調査が始まる傾向があります。国税通則法で税務調査の「事前通知」が法制化されています。(例外あり)

税務署から連絡があった場合、11項目の事前通知内容をしっかりと確認しましょう。

「事前通知」が法制化されています。(例外あり)

税務署から連絡があった場合、11項目の事前通知内容をしっかりと確認しましょう。

「税務調査10の心得」は次のとおりです

1、自主申告は権利

自主申告こそ納税者の基本的な権利です。

2、相手の身分確認を

税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確認すること

3、事前通知を励行させよう

事前通知が義務化されました。調査理由など11項目を確かめること(事前通知の11項目は次のとおり)。

① 実地調査を行う旨

② 実地の調査を開始する日時

③ 調査を行う場所

④ 調査の目的

⑤ 調査の対象となる税目

⑥ 調査の対象となる期間

⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

⑧ 納税者の氏名及び住所

⑨ 調査を行う職員の氏名及び所属官署

⑩ ②及び③は変更が可能であること

⑪ ④～⑦で通知されなかった事項についても「非違が疑われることとなった場合」は調査が可能であること

4、調査日時の変更は可能

事前通知のない調査のときはその理由を確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させ

る事ができます。

5、承諾なしの反面調査は断る

納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」

6、信頼できる立会人を

納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですすめること。「立ち会い理由の青色取消は不当」。質疑応答記録書の作成は断る

7、調査は目的の範囲に

調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」

8、承諾なしの立ち入りは違法

納税者の承諾なしに工場や店内に入るとは違法です。

9、勝手な取り調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法。また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと。調査記録を開示させ恣意的な調査をやめさせる。

10、サインは命

サインは命。税務署員に求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類でもその場ですぐサインせず、よく考えてからにすること。



七月十四日・十五日、全県の事務局員交流会を広島市で開催しました。全23自治体での交渉を達成したり、営業実態アンケートを会員の過半数から集約し自治体交渉に生かすなど広島県連の進ん

一日目は広島県連との活動交流で藤井賢次郎県連副会長、寺田拓也県連事務局長、石立大助県連事務局次長・広島民商事務局長の3名に参加いただき報告を受けました。「福山民商は過去6年間増勢。広島民商は、過去10年増勢と、減勢しらずの民商で、広島では民商のテレビCMも流されているそうです。とても、勉強になる時間でした」(上原)「会員過半数のアンケートを集約するために役員会でしっかりと意思統一した取り組みを進めたことに感銘を受けました」(星野)

毎年好評の小豆島ソーメン入荷しました1.8キロ入り2,500円(仕入代金が大幅に上がったためやむを得ず値上げいたしました)

協の方の案内で平和公園付近の「碑巡り」を行い、午後は被爆者の方の体験を聞く機会を持ち交流会は終了しました。「戦争の恐ろしさ、関係のない子供たちまで巻き込まれる凄惨さ、悲惨さ2度と同じ過ちは繰り返してはいけないと何度も考えさせられる一日となりました」(上原)



婦人部からのお知らせ  
婦人部の皆さん一緒にキンパを作りませんか?  
日時: 7月22日(土) 午前10時~午後4時まで  
場所: 西支部・福原さん宅(柏原町3丁目93)  
参加費: 500円  
★参加希望の方は、福原さん(TEL090-4232-2105)まで皆さんの参加お待ちしております。

